



熊本県公報

第 1 2 1 8 8 号

平成 25 年 2 月 12 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 1
- 児童福祉法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (") 4

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5

登 載 依 頼

- 平成24年度第2回熊本県農業振興促進審議会の開催…………… (熊本県農業振興促進審議会) 5
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (県政情報文書課) 6
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数…………… (選挙管理委員会) 6

告 示

熊本県告示第 1 3 1 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター 菊英 菊池市旭志弁利 8 2 番地 1	株式会社菊英	平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 3 2 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業 延寿 玉名市松木 3 番地 1 6	合同会社延寿	平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 3 3 号
 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。
 平成 2 5 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
第三パステール人吉市西間上町字永野 2 3 4 5 - 1	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 - 2 4 星原 光典	平成 2 5 年 2 月 1 日	4350600021	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 1 3 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日
港町調剤薬局 天草市港町 1 6 - 1 1	平成 2 5 年 2 月 1 日
くらしの薬局 上天草市姫戸町姫浦 9 6 4	平成 2 5 年 2 月 1 日
日本調剤通町薬局 八代市通町 8 - 2 7	平成 2 5 年 2 月 1 日
タケシタ調剤薬局 八代店 八代市本町一丁目 8 - 3 6	平成 2 5 年 2 月 1 日
鹿校通薬局 山鹿市古閑字十三部 1 0 7 5 番地 9	平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 2 月 1 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字折渡 3 9 0 8 番 5 地先から 同所 3 9 0 8 番 5 地先まで	前	12.2 ～ 15.7	259.0	災害防除
			後	24.8 ～ 54.3		
一般県道	縦木河合場線	八代市泉町縦木字縦木 8 8 番 1 地先から 同所 8 7 番地先まで	前	5.1 ～ 24.7	364.0	
			後	15.7 ～ 46.3		
	小鶴原女木線	八代市坂本町西部は字松ノ平 1 1 番 1 地先から 同所 1 1 番 1 地先まで	前	20.4 ～ 28.4	34.8	

			後	23.6 ～ 59.7	34.8	
	中津道八代線	八代市坂本町葉山字大門山 3 6 4 7 番 3 地先から 同所 3 6 8 4 番 1 地先まで	前	6.0 ～ 14.5	313.0	
			後	18.0 ～ 27.4	313.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 1 2 日

熊本県告示第 1 3 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 1 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字銭蒔 8 4 4 5 番地先から 同所 8 4 4 2 番 2 地先まで	前	5.8 ～ 12.3	85.8	災害防除
			後	9.4 ～ 24.4	85.8	
一般県道	縦木河合場線	八代市泉町縦木字縦木 1 1 3 番 1 地先から 同所 7 1 番地先まで	前	6.1 ～ 22.5	92.5	
			後	6.8 ～ 46.2	92.5	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 1 2 日

熊本県告示第 1 3 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 1 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市黒川字牧西 2 6 0 2 番 1 地先から 同所 2 6 0 2 番 1 地先まで	前	9.7 ～ 10.1	19.9	災補道 (災害復旧工事)
			後	10.1 ～ 11.0	19.9	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 1 2 日

熊本県告示第 1 3 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	268号	水俣市石坂川字奥構 1149番25地先から 同所 1149番25地先まで	前	19.9 ～ 35.8	166.0	災害防 除
			後	26.6 ～ 41.7		

2 区域を変更する期日 平成25年2月12日

熊本県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字塩浸字崩平 31番3地先から 同所 32番1地先まで	前	10.8 ～ 46.6	167.0	災害防 除
			後	12.8 ～ 121.6		

2 区域を変更する期日 平成25年2月12日

熊本県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中小野浦川内線	宇城市松橋町浦川内 1096番1地先から 同所 1259番1地先まで	前	8.1 ～ 19.4	282.5	一括交 安
			後	11.6 ～ 36.8		

2 区域を変更する期日 平成25年2月12日

熊本県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	松橋インター線	宇城市松橋町萩尾 496番1地先から 同所 495番1地先まで	前	8.2 ～ 15.1	31.2	一括交 安
			後	13.7 ～ 35.8		

2 区域を変更する期日 平成25年2月12日

公 告

熊本県公告第77号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	鏡町塩浜（八代市）	平成21年3月30日	平成24年8月22日	熊本県

熊本県公告第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字宮ノ本2002番、同2003番1及び同2003番2、570.41平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区馬渡2丁目12番36号
株式会社 サンタ不動産

登載依頼

熊本県農業振興促進審議会公告第1号

平成24年度第2回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成25年2月12日

熊本県農業振興促進審議会

- 開催日時
平成25年2月20日（水）
午前10時00分から正午まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 会長の選任について
(2) 農業振興地域の区域の変更について
(3) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
(4) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課農振班）
 （電話096-333-2365 ダイヤルイン）

熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成25年2月12日

熊本県個人情報保護制度審議会長

1 日時

平成25年2月21日（木）
 午後1時30分から午後3時30分

2 会場

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 議事概要

- (1) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について（条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
- (2) 平成23年度個人情報保護制度運用状況報告

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部文書私学局県政情報文書課）
 （電話096-333-2068）

熊本県選挙管理委員会告示第9号

当委員会が管理する選挙につき、候補者届出政党又は候補者が、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第150条第1項又は第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりとする。

平成25年2月12日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

1 第23回参議院議員通常選挙において、熊本県選出議員の選挙に関し、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

- 株式会社熊本放送（テレビジョン放送） 1回
- 株式会社テレビ熊本 1回
- 株式会社熊本県民テレビ 1回
- 株式会社熊本放送（ラジオ放送） 1回

2 第19回熊本県知事選挙において、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

- 株式会社熊本放送（テレビジョン放送） 1回
- 株式会社テレビ熊本 1回
- 熊本朝日放送株式会社 1回
- 株式会社熊本放送（ラジオ放送） 1回

3 第47回衆議院議員総選挙において、熊本県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、候補者届出政党が、法第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

- (1) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が2人以下の場合
 - 熊本朝日放送株式会社 1回
 - 株式会社熊本放送（ラジオ放送） 1回
- (2) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が3人以上の場合
 - 株式会社熊本放送（テレビジョン放送） 1回
 - 熊本朝日放送株式会社 1回

株式会社熊本放送（ラジオ放送）

1回